

# 大和市障がい者福祉計画 理念・体系（案）

（第2回 障害者福祉計画審議会資料）

## 計画の理念

### 1. 基本理念

大和市の障がい者計画が、長期的に追求していくべき姿を「基本理念」として位置づけます。障害者基本法の理念、大和市総合計画、障害者基本計画、かながわ障害者計画などの上位計画、大和市地域福祉計画など関連計画の方向性及び前期計画策定以降の障がい者福祉行政の動向をふまえ、本計画の基本理念を次のようにかかげます。

#### 基本理念の方向

障がいのある人一人ひとりが地域の一員として尊重され、自己選択と自己決定のもとに、安心して自分らしく自立した生活を送ることのできる地域社会の実現を目標とし、大和市総合計画の将来都市像である「健康創造都市 やまと」の実現を目指します。

理念：一人ひとりが、地域の一員として  
『私』らしく生活しているまち

### 2. めざすまちの姿

第8次大和市総合計画（平成21～30年度）の基本構想では、将来都市像の実現に向けて、「人」「まち」「社会」の3つの健康領域を定めています。本計画では、総合計画の3つの健康領域に基づき、障がい者施策を通して、実現をめざすまちの姿を次のようにかかげます。

#### めざすまちの姿

##### <心と体の健康>

- 障がいのある人もない人も、一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち。
- 子どもが生き生き育つまち。

障がいの有無にかかわらず乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた成長や自立への支援が行われ、療育、教育、保健、医療、心のケアなど、心身の健やかな暮らしに必要な支援が充足し、子どもも大人も一人ひとりがいつまでも元気でいられるまちづくりを推進します。

##### <安全・安心・快適なまち>

- 災害などいざという時の安全と安心が感じられるまち。
- 誰もが快適に日常生活を送ることができる快適な都市空間が整うまち。

ユニバーサルデザインの視点に立った交通機関、道路、施設や公園などの整備が行われ、障がい者や高齢者など、すべての人が安心して移動し、快適に生活が送れるよう、快適な都市空間が整う街づくりを推進します。また、災害への対応力を高め、市民、事業者、行政の連携による災害に強いまちづくりを推進します。

##### <家庭と地域の健康>

- あらゆる差別がなく、一人ひとりの人権が尊重されているとともに、共生が実感できるまち。
- 他人を思いやる健やかな心を育むまち

市民一人ひとりが自分らしく生きていくためには、お互いを思いやり認め合う気持ちを持つことが大切です。あらゆる差別が無くなるよう市民自ら地域の課題を主体的に解決できる環境を整え、一人ひとりの人権が尊重され、共生が実感できるまちづくりを推進します。

### 3. 計画の体系

理念	めざす姿(将来像)	方針
<p>一人ひとりが、地域の一人として『私』らしく生活しているまち</p>	<p><b>心と体の健康</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆障がいのある人もない人も、一人ひとりがいつまでも元気でいられるまち。</li><li>◆子どもが生き生き育つまち。</li></ul> <p><b>安全・安心・快適なまち</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆災害などいざという時の安全と安心が感じられるまち。</li><li>◆誰もが快適に日常生活を送ることができる快適な都市空間が整うまち。</li></ul> <p><b>家庭と地域の健康</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆あらゆる差別がなく、一人ひとりの人権が尊重されているとともに、共生が実感できるまち</li><li>◆他人を思いやる健やかな心を育むまち。</li></ul>	<p>1. 個人の尊重(権利擁護と差別の解消)</p> <hr/> <p>2. 支え合いによる地域福祉の推進 (地域の受け皿づくり)</p> <hr/> <p>3. ライフステージに応じた生活の支援 (親なき後の生活支援・障がい者雇用・就業の促進)</p> <hr/> <p>4. 地域移行の推進</p> <hr/> <p>5. 快適な生活空間の整備</p>

## 施策

- 1-1. 権利擁護の推進
  - 1-2. 虐待の防止
  - 1-3. 相互理解の基礎づくり
  - 1-4. 自殺対策の推進
  - 1-5. 選挙への参加の確保
- 
- 2-1. 地域で支える仕組みづくり
  - 2-2. 自立支援協議会の充実
  - 2-3. 文化・レク・スポーツ活動
  - 2-4. 防災・緊急体制の充実
- 
- 3-1. 情報提供の充実
  - 3-2. 相談体制の充実
  - 3-3. 地域生活支援サービスの充実
  - 3-4. 障がい児、発達に不安のある  
子どもの保育・療育・教育体制
  - 3-5. 就労の支援
  - 3-6. 経済的自立の支援
  - 3-7. 外出への支援
  - 3-8. 障がい者施設の整備
  - 3-9. 保健・医療の充実
- 
4. 地域生活移行の推進
- 
- 5-1. 住まいの場の整備
  - 5-2. 生活環境のバリアフリー化

## 事業(一例)

- ・地域福祉権利擁護支援事業
  - ・人権啓発事業
  - ・大和市障がい者週間事業
  - ・広報・HP等での多様な情報提供
  - ・自殺対策事業
  - ・選挙管理執行事務
- 
- ・障害者団体支援事業
  - ・障害者自立支援協議会
  - ・避難行動要支援者支援事業
- 
- ・コミュニケーション支援事業
  - ・相談支援事業
  - ・ホームヘルプ事業
  - ・こどもの発達相談支援
  - ・自立支援センター運営事業
  - ・移動支援事業
  - ・幼児期からの交流事業
  - ・障がい者就労施設等からの優先  
調達の推進
  - ・移動制約者移送サービス事業
  - ・福祉手当支給事業・医療費助成
- 
- ・グループホーム設置促進事業
  - ・各種健康審査事業
- 
- ・住宅設備改良費助成
  - ・民間施設の整備・改善要請
  - ・バリアフリー特定経路整備事業